

平成19年第4回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年11月16日 開会

平成19年11月16日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第4回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

11月16日(金曜日) 第4号

議事日程	1
本日会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のために出席した者の職氏名	2
職務のために出席した職員	2
開会	2
議席の指定	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	3
議案第15号の上程、説明	3
質疑	
堀 孝正議員	4
日下部明伸議員	5
大山耕二議員	6
採決	7
閉会	8

議事日程

平成19年11月16日(金曜日)午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第15号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第15号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

出席議員(41人)

1番	成原嘉彦君	26番	松永清彦君
2番	浅井武司君	27番	片桐博彰君
3番	大前恭一君	28番	広江正明君
4番	伊藤義彦君	29番	稲葉貞二君
5番	津汲仁君	30番	中川満也君
6番	梶井正美君	31番	浅井健太郎君
7番	島田政吾君	33番	木野隆之君
10番	大山耕二君	34番	内藤春雄君
11番	太田松雄君	35番	宗宮孝生君
12番	岩原輝夫君	37番	岡崎和夫君
13番	水野光二君	38番	室戸英夫君
14番	白木義春君	39番	南山宗之君
15番	可知義明君	40番	坂井弘道君
16番	渡辺直由君	41番	赤坂政美君
19番	山田豊君	42番	日下部明伸君
20番	平野元君	43番	井戸敬二君
21番	堀孝正君	44番	赤塚新吾君
23番	内藤正行君	45番	安江和行君
24番	碓孝司君	46番	安江和芳君
25番	山田良司君	48番	渡辺公夫君

49番 谷口 尚 君

欠席議員（8人）

8番	古川 雅典 君	22番	船坂 勝美 君
9番	尾藤 義昭 君	32番	吉田 弘義 君
17番	大野 信彦 君	36番	杉山 茂 君
18番	森 真 君	47番	安江 眞一 君

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	細江 茂光 君	事務局長	堀江 誠 君
副広域連合長	小川 敏 君	会計管理者兼会計課長	近松 邦雄 君
副広域連合長	石川 道政 君	総務課長	高木 義彦 君
副広域連合長	佐藤 光宏 君	資格給付電算課長	遠藤 知明 君
副広域連合長	今井 良博 君		

職務のために出席した職員

書記長	川部 昌洋	書記	水野 美弘
-----	-------	----	-------

開会開議

午後1時35分開会

議長（浅井武司君） 定足数に達しておりますので、ただ今から平成19年第4回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、本日の会議に入ります。

本日の日程は、先にご通知申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

議長（浅井武司君） 日程第1「議席の指定」を議題といたします。

議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席の番号は、会議規則第4条第2号の規定により議長において、9番・尾藤義昭君、13番・水野光二君、42番・日下部明伸君、以上のとおり指定します。

第2 会議録署名議員の指名

議長（浅井武司君） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、議長において、20番・平野 元君、34番・内藤春雄君の両君を指名します。

第3 会期の決定

議長（浅井武司君） 日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決しました。

第4 議案第15号

議長（浅井武司君） 日程第4、議案第15号「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

広域連合長（細江茂光君） 平成19年第4回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されるに当たりまして、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、今回提案いたしました議案についてご説明いたします。

議案第15号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」であります。

来年4月からの後期高齢者医療制度の実施に伴いまして、その運営に関して法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めようとするものでございます。

まず、高齢者の医療の確保に関する法律第86条に基づき、療養の給付をはじめとする後期高齢者医療給付の一環として、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに葬祭費を支給することとし、その額を5万円といたしました。また、被保険者の健康増進のために保健事業として健康診査を行うことといたしました。

保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項において、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものとするものとされておりまして、今回の条例案では平成20年度及び21年度の保険料率を定めております。

保険料につきましては、被保険者の保険料の賦課額は、被保険者につき、基礎控除後の総所得金額等に所得割率を掛けて算定した所得割額と被保険者均等割額の合計額といたしました。

所得割率及び被保険者均等割額の算定にあたりまして、被保険者数については、平成20年度は236,625人、平成21年度は242,392人の2年間合計479,017人と見込みました。

保険料の賦課総額を算定するために必要な後期高齢者医療に要する費用については、平成20年度及び平成21年度の療養の給付等の費用として約3,528億円のほか、保健事業、葬祭費などを加えた約3,564億円と見込んでおります。

一方、収入は、公費として、国、県、市町村の負担金の合計約1,690億円で、現役世代の

方の保険料から賄われる後期高齢者支援金約1,516億円を加え、保険料以外の収入を約3,206億円と見込んでおります。

従いまして、後期高齢者医療に要する費用約3,564億円から保険料以外の収入約3,206億円を控除して、保険料収納必要額を約358億円と見込み、収納率を勘案して、保険料の賦課総額を約362億円といたしました。

この賦課総額を被保険者均等割総額と所得割総額に按分して、被保険者均等割額と所得割率を計算いたしました。

被保険者均等割額は、賦課総額約362億円のうち被保険者均等割総額約188億円を、2年間の被保険者合計479,017人で除して、一人当たり年額39,310円となりました。

また、所得割率は、所得割総額約174億円を基礎控除後の総所得金額の2年間の総額の見込額で除して、年7.39%となりました。

なお、保険料の賦課限度額は、50万円と定めております。

所得の少ない被保険者に対する軽減措置として、被保険者均等割額を減額することとし、減額する割合を世帯の所得に応じ、7割、5割、2割の3段階とすることや、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、資格取得の日の属する月から2年を経過する月までは、被保険者均等割額のみとし、これを10分の5に減額することといたしました。

なお、いわゆる無医地区等についての不均一賦課は行わないこととするとともに、療養の給付に要する費用の額が著しく低い市町村に該当する市町村がないことから、保険料の所得割率と被保険者均等割額は、広域連合の区域、すなわち岐阜県内において均一といたしました。

なお、今回の条例案に基づき行った保険料試算の結果、岐阜県における一人当たりの平均保険料額は、年額75,593円、月額換算で6,300円となります。

厚生労働省が公表しております全国平均の試算額は月額6,200円ですが、国の試算には、保健事業、葬祭費や事務手数料などが含まれておらず、岐阜県の場合、それらの経費として月額一人当たり約600円を見込んでいますので、これを考慮すると厚生労働省の試算より低いものと推計されます。

なお、国において検討がされておりました被用者保険の被扶養者の保険料負担の一部凍結の問題に関しましては、平成19年11月5日付けの厚生労働省からの通知に基づき、附則において規定いたしました。

なお、この特例措置に必要な財源補填につきましては、国において、本年度の補正予算により対応すると聞いております。補正予算については、通常の予算編成の過程において検討することとした。

このほか、保険料の徴収猶予、減免などの事項について定めております。

以上、議案第15号についてご説明させていただきましたので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長(浅井武司君) これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。

21番、堀 孝正君。

〔堀 孝正君登壇〕

21番(堀 孝正君) 21番、堀 孝正でございます。

1点お尋ねをしたいと思います。

ただ今、条例をご説明いただきました。色々なことをお示しいただいた訳です。その中にお

きまして、保険料の減免につきましては条例第9条で規定をしていただきました。私がお尋ねしたいのは、一部負担金の減免についてであります。

実は、これまでの老人保健、また国民健康保険ともに独自に減免基準を設けて、一部負担金の減免をされている市町村もございます。そのような中におきまして、当広域連合としまして、今回の後期高齢者医療制度に係るこの保険で一部負担金の減免について予定されているか、考えておられるか、その点についてお尋ねしたいと思います。よろしくご答弁いただきたいと思っております。

議長（浅井武司君） 事務局長、堀江 誠君。

〔堀江 誠君登壇〕

事務局長（堀江 誠君） 一部負担金の減免について、お答えします。

被保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第67条におきまして、一部負担金を保険医療機関の窓口で支払わなければならないと定められております。これは、被保険者に医療費の一部を負担していただくことにより、後期高齢者医療制度における財政の健全な運営と受診の適正化を図ろうとする趣旨のものであります。

一部負担金、この負担率につきましては1割、もしくは3割ということですが、この減免については、高齢者の医療の確保に関する法律第69条におきまして、厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、一部負担金を支払うことが困難と認められる場合に、減免等の措置を採ることができるとされている訳でございます。

災害により著しい損害を受けた場合、あるいは被保険者の属する世帯の世帯主が死亡した場合などに、この一部負担金の減免や徴収猶予ができるというものであります。

なお、この災害の場合の減免などは、この一部負担金に限られたものではございませんけれども、この一部負担金の減免を実施するにあたりましては、一部負担金制度が設けられた趣旨を踏まえながら、減免の対象となる特別の事情の具体的な設定基準などにつきまして、十分な検討が必要と考えております。

なお、近隣の広域連合では、東海地震等、あるいは台風などの自然災害で被害を受けたときの減免について検討をしている最中であると聞いております。

今後、被保険者の負担能力や後期高齢者医療制度運営の健全性を損なわないことなどを考慮しながら、本広域連合におきましても、引き続き、他の広域連合の状況を調査するなどして検討をして参りたいと考えております。

議長（浅井武司君） 通告による質疑は以上です。他に質疑はありませんか。

議長（浅井武司君） 42番、日下部明伸君。

〔日下部明伸君登壇〕

42番（日下部明伸君） 質疑を行いたいと思っております。県下各市町村均一の保険料ということですが、私の手元に県下の各市町村の昨年18年度の75歳以上のお年寄りが医者にかかった受診率ですね、平成18年5月ですが、100人のうち、何人の方が医者にかかったかという受診率のデータがございます。一番多い市は171名の方がかかっておられます。171ポイントでございます。一番少ない町村は113名ということでございまして、113ポイントでございます。

県下郡部と市部と比べますと、やはり市部のほうが、病院が多くて医者にかかりやすいということですが、やはり郡部のほうにおきましては、医者にかかろうともなかなかかか

りにくい状況がございまして、その辺のポイントで60ポイントほどの差がございましてけれども、均一の保険料ということでございましてけれども、執行部の方におかれましては、その辺をどう考えておられるのか質疑をしたいと思います。

議長（浅井武司君） 事務局長、堀江 誠君

〔堀江 誠君登壇〕

事務局長（堀江 誠君） ただ今、不均一の保険料の賦課について受診率との関係について、ご質問があったかと思えます。

まず、不均一賦課の適用をしないこととすると提案させていただきました。今、議員がご指摘のとおり不均一賦課は2種類ございまして、1つは一人当たりの老人医療の給付の額が県の平均より20パーセント以上低い場合に、その市町村を不均一賦課とすることができるという、そういう仕組みになっておるところでございまして。

結論を先に申し上げますと、今回調査いたしましたところ、平成15年度から17年度の3カ年のデータで判定いたしましたところ、20パーセント以上低い市町村は一つも該当しなかったということです。結果的に不均一の適用がなかったということでございまして、議員が、今ご質問がありましたように受診率の差がありますと、それと市部と郡部でみると、例えば郡部においては医療にかかりにくいことがあるということで、そこら辺の関係で、不均一ということにつながるのかというご質問であったかと思えますが、まず、受診率というものの定義でございまして、受診率といえますのは、受診件数を被保険者の数で割った数字を受診率というふうに定義します。

従いまして、医療費との関係で申し上げますと、一般的に受診率が高くなると、つまり、郡部より市部みたいな相対的な話ですけれども、受診率が高くなれば老人医療費の増の要因には成り得ます。

その一方で、例えば、医療費の高くかかる入院のような場合を考えていただきますと、ひと月につき、1件としかカウントされないわけでございまして。非常に高い医療費であっても、件数でいうと、それは1つとしかカウントされない、そういうこともあるわけでございまして、受診率が低くても医療費が高くなるというケースも実際にはあるわけでございまして。

従いまして、受診率の高いか低いかが、必ずしも医療費の高いか低いかに結びつかないということでございます。

従いまして、最初の結論に戻りますが、今回の後期高齢者医療の保険料の不均一賦課をするかどうかの検討に当たりまして、老人医療費に県内格差があるかどうか調査しましたところ、3カ年平均で20パーセント以上の乖離がある市町村は、皆無であったために今回の保険料を不均一とせずに、県内全域を均一とすることにしようということでありましてご理解をいただきたいと思えます。

議長（浅井武司君） 他に質疑はございませんか。

議長（浅井武司君） 10番、大山耕二君。

〔大山耕二君登壇〕

10番(大山耕二君) 10番、大山耕二です。

重ねて今の件についてお伺いしたいと思います。その均一ということ的前提とするのであれば、均一になっていくように医療の関係の条件を整えていくということもひとつ必要ではないかと思えます。とくに中山間地においては、医療を受ける機会というものについては大変厳

しい状況があると思いますので、そういう意味におきまして、後期高齢者医療広域連合として、県当局などにその点を迫っていくこともいるのではないかと思います。その辺のことを行う考えがお有りなのかお尋ねしたいと思います。

また、この費用を抑えていく、支出を抑えていくためには、保健事業が大変大事だと思いません。そのあたりについて、この広域連合としてはどのように取り組んでいくのかということ、その考え方をお尋ねしたいと思います。

以上、2点お尋ねします。

議長（浅井武司君） 事務局長、堀江誠君。

〔堀江 誠君登壇〕

事務局長（堀江 誠君） 一点目は、中間山地等で医療の条件にハンディキャップがある地域もあるので、保険医療制度を運営する広域連合としても、例えば、県当局にそういう格差是正についての働きかけをするなどの考えがあるかということですが、これについては、正副連合長とも相談をしながら検討をして参りたいというふうに考えております。

それから、保健事業の取り組みについて、どういうふうな予定をしているかということですが、保健事業につきましては、今回の保険料の試算をするに当たりまして、それを一応折り込んで、これまで75歳以上の方については、特に75歳以上を切り分けるわけではなく、老人保健制度の中で各市町村において基本健診というのを受けてくることができました。これが、平成20年4月から74歳以下は特定健診、75歳以上は後期高齢者の健診というふうに別れてくるわけでございますが、本広域連合といたしましては、75歳で、特に今まで、去年まで受けられていた健診が受けられなくなるというのは好ましくないというふうに考えまして、引き続き、今までとほぼ同じような形で健康診査を受けられるように今準備をしております。それを保険料の算定の中にも盛り込みまして、今回算定もしております。

いずれにいたしましても、これまで基本健診という形で、市町村で受けられたとほぼ同じような健診項目、そしてまた費用でもって、これができるように今準備を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（浅井武司君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） 以上で、質疑を終結いたします。

議長（浅井武司君） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） 討論はなしと認めます。

議長（浅井武司君） これより、採決を行います。

議案第15号について採決を行います。本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり決しました。

閉議閉会

議長（浅井武司君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成19年第4回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会します。

午後1時59分閉会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

浅井 武 司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

平 野 元

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

内 藤 春 雄